

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

上場会社名 株式会社 ツ ム ラ
コード番号 4540
本社所在地 東京都千代田区二番町 12 番地 7
問 合 せ 先 責任者役職名 広 報 部 長
氏 名 加 藤 照 和
TEL(03)3221-0158

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 70 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、本制度を採用するため所要の変更を行うものであります(変更案第 5 条)。
- (2) 「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 96 号)の一部が平成 17 年 4 月 1 日に施行され、医療用具の名称が医療機器に変更されたことに伴い、第 2 条(目的)につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。

株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされることとなるため、第 8 条(株券の発行)を新設するとともに、単元未満株式に係る株券の不発行の規定を同条に移動する等、所要の変更を行うものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲とするため、第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の招集地を明確化するため、第 15 条(招集)第 3 項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第29条(取締役会の決議)第2項を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正、条文の追加を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

- (4) 本社機能の強化及び業務の一層の効率化を図るため、本社を東京都千代田区から東京都港区へ移転することに伴い、第3条(本店)につき所要の変更を行うとともに、当該変更の効力発生日を平成19年5月1日とする附則第2条を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日

以 上

別紙：変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。 次に掲げる物品の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、<u>医療用具</u>、毒物、劇物</p> <p>(2) ~ (4) (条文省略)</p> <p>~ (条文省略)</p> <p>(本店)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数および 1 単元の株式数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は、2 億 5,000 万株とする。</p> <p>2. 当社は、1,000 株をもって株式の 1 単元とする。</p> <p>3. 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券はこれを発行しない。ただし、株式取扱規程に別段の定めをしたときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(第 5 条第 2 項から移行)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。 次に掲げる物品の製造、販売ならびに輸出入</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、<u>医療機器</u>、毒物、劇物</p> <p>(2) ~ (4) (現行通り)</p> <p>~ (現行通り)</p> <p>(本店)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>取締役会</u></p> <p><u>監査役</u></p> <p><u>監査役会</u></p> <p><u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2 億 5,000 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(第 7 条に移行)</p> <p style="text-align: center;">(第 8 条第 2 項に移行)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(第5条第3項から移行)</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>2. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理等、株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り、諸届出その他株式に関する手続きおよびその手数料については、<u>取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2. 当社は、<u>前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に別段の定めをしたときはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿の作成および備え置きその他株主名簿および株券喪失登録簿等に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り、諸届出その他株式に関する手続きおよびその手数料ならびに株主の権利行使に関する事項については、<u>取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか取締役会で必要と認めるときは、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> (条文省略)</p> <p>2. 臨時株主総会は、必要に応じ取締役会の決議により招集する。 (新設)</p> <p>(議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがない限り、出席株主の有する議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか取締役会で必要と認めるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第15条</u> (現行通り)</p> <p>2. 臨時株主総会は、必要がある場合に取締役会の決議により招集する。</p> <p><u>3. 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集することができる。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(議決権代理行使の委任)</p> <p><u>第14条</u> 株主またはその法定代理人は、議決権をもつ他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名<u>を行ってこれを当会社に保存する</u>。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p><u>第19条</u> 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付取締役の選任)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、取締役中より取締役社長1名を選任し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 株主またはその法定代理人は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p><u>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第20条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第21条</u> (現行通り)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第22条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p><u>第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第22条 (条文省略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の運営)</p> <p><u>第24条 取締役会の運営は、別に定める取締役会規則による。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数でこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(第24条から移行)</p>	<p>(第32条に移行)</p> <p>(取締役会の権限等)</p> <p><u>第26条 (現行通り)</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(第31条に移行)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 当社は、取締役の全員が、取締役から提案された取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第21条から移行)</p> <p>(相談役および顧問) 第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 (条文省略) (選任) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補充により就任した監査役の任期は、<u>前任者の残存期間と同一とする</u>。</p> <p>(常勤監査役の選任) 第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(報酬) 第31条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議をもって定める</u>。</p> <p>(監査役会) 第32条 (条文省略) (監査役会の招集) 第33条 (条文省略) 2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。 (監査役会の決議) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを<u>行う</u>。 (監査役会の運営) 第35条 監査役会の運営は、別に定める監査役会規則による。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役および顧問) 第33条 (現行通り)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第34条 (現行通り) (監査役の選任) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>(常勤監査役) 第37条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(第43条に移行)</p> <p>(監査役会の権限等) 第38条 (現行通り) (監査役会の招集通知) 第39条 (現行通り) 2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。 (監査役会の決議) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (第42条に移行)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(第35条から移行)</p> <p>(第31条から移行)</p> <p>第6章 計算 (営業年度および決算期) 第36条 当社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、3月末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払う。</p> <p>(中間配当金) 第38条 中間配当金は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、取締役会の決議によりこれを支払う。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間) 第39条 利益配当金および中間配当金が、その支払確定日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。 2. 未払い利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第42条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役報酬等) 第43条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計算 (事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第45条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当金」という)をすする。</p> <p>(中間配当金) 第46条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第47条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。 2. 前項の金銭には利息をつけない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則)</p> <p>第18条の規定にかかわらず、平成16年6月29日開催の第68回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成18年開催の第70回定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>本附則は、期日経過後これを削除する。</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 第23条の規定にかかわらず、平成16年6月29日開催の第68回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成18年開催の第70回定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>本附則は、期日経過後これを削除する。</p> <p><u>第2条</u> <u>第3条の変更は、平成19年5月1日を効力発生日とする。</u></p> <p><u>本附則は、効力発生日後これを削除する。</u></p>